

## 令和4年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月9日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年6月9日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第2号 令和3年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
  - 報告第3号 令和3年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第4号 令和3年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 報告第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
  - 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）可児御嵩バイパス交差点改良御嵩地区舗装工事）
  - 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事）
  - 報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
  - 報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
  - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）について）
  - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
  - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
  - 議案第26号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第27号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
  - 議案第28号 御嵩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第29号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第30号 普通財産の無償譲渡について
  - 議案第31号 不動産の信託の変更について
  - 議案第32号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
  - 発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について



## 議事日程第1号

令和4年6月9日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- (1) 会期
- (2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 8件

- (1) 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情
- (2) 陳情書（女性スペースを守る会－LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会－）
- (3) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- (4) 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- (5) 定例監査実施報告書
- (6) 随時監査実施報告書
- (7) 財政援助団体等監査実施報告書
- (8) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年2月分から4月分まで）

町長報告 8件

- 報告第2号 令和3年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和3年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和3年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）  
可児御嵩バイパス交差点改良御嵩地区舗装工事）
- 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）  
可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事）

報告第 8 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第 9 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 11 件

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 12 号）について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第 26 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 27 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 28 号 御嵩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 普通財産の無償譲渡について

議案第 31 号 不動産の信託の変更について

議案第 32 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について

発議第 2 号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 5 議案の審議及び採決 1 件

議案第 26 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
教 育 長	奥 村 恒 也	総 務 部 長	各 務 元 規
民 生 部 長	小 木 曾 昌 文	建 設 部 長	鍵 谷 和 宏
企 画 調 整 担 当 参 事	田 中 克 典	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	筒 井 幹 次
総 務 防 災 課 長	古 川 孝	企 画 課 長	山 田 敏 寛
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	中 村 治 彦	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	早 川 均
税 務 課 長	金 子 文 仁	住 民 環 境 課 長	高 木 雅 春
保 険 長 寿 課 長	大 久 保 嘉 博	福 祉 課 長	日 比 野 浩 士
農 林 課 長	渡 辺 一 直	上 下 水 道 課 長	可 児 英 治
建 設 課 長	石 原 昭 治	会 計 管 理 者	丸 山 浩 史
生 涯 学 習 課 長	日 比 野 克 彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記	井 戸 芳 枝
-------------	---------	------------------	---------

## 開会の宣告

### 議長（高山由行君）

皆さん、おはようございます。

可児川には蛍が飛び、みたけの森のササユリは今まさに満開を迎えようとしています。改めて御嵩町はいいところだなあと、そう思う毎日であります。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和4年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

非常にすがすがしい朝であったかと思っております。すがすがしい議会になればと願うばかりであります。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見・報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

先月、5月15日、沖縄県が戦後の米国統治下から日本に復帰して50年という大きな節目を迎えました。戦争体験者が減っていく中、若い時代に悲惨な戦禍や歴史の教訓を伝えていくことと、未来のために改めて平和について考えることの大切さを感じております。

世界では、ロシアがウクライナに侵攻し、宣戦布告なき戦争状態へと突入してから約3か月半が経過しようとしています。長期戦となる気配の中、民間人に対してもちゅうちょしない無差別爆撃は断じて許されるものではありません。戦争では尊い命だけではなく、その国の文化や財産も失われてしまいます。多くの犠牲者の方々に追悼の意を表するとともに、世界の平和を祈念し、一刻も早く砲撃の音がやむことを願っております。

新型コロナウイルス感染症については、3年ぶりに感染症対策の行動制限のない大型連休となり、連休が明けた後の急速な感染再拡大が心配されましたが、想像より少なかった状況と認識をしております。しかし、連休が明けて約1か月が経過していますが、現在もなお感染力の強いオミクロン株とBA.2系統への置き換わりによる感染の再拡大に警戒が必要な状態は続

いており、本町においても連日感染が確認されております。現在は4日連続のゼロではありません。

御嵩町における5月末までに3回目のワクチン追加接種を受けた方は1万2,097人、接種率74.0%となっております。4回目のワクチン接種についても現在準備を進めており、6月中旬頃からの開始を予定しております。接種対象者は、60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの18歳以上の方などのうち、3回目のワクチン接種後5か月を経過した方であります。これまでと同様に接種希望を調査し、接種日を町が指定する方法で実施します。

このような状況下で、この新しいコロナウイルスに対してはアフターコロナやゼロコロナの施策ではなく、ウイズコロナを考え、この4月からの会議や行事などにおいては感染症対策を徹底しながらも3年前の状態と同様に開催できるよう準備していくこととしております。

先月には、行政懇談会を、これも3年ぶりに町民の皆様へ直接会場にお集まりいただく形で、マスク越しながらもフェース・ツー・フェースで開催することができました。昨年までの2年間は動画などによる一方的な情報発信しかできない状況でありました。今年度は、その時、その場所で、その空気を肌で感じながら直接言葉を交わすことで、紙や映像では伝わらない本来あるべく忘れてはならない人とのつながりという感覚を呼び戻し、実感することができた会でありました。町民の皆様からいただいた心配なお声や御意見などは真摯に受け止め、御嵩町が穏やかで、かつ前進する力のある「まち」になることを目指して行政運営を進めてまいります。

我が国の国土では、地震のリスクは想定せねばなりません。東日本大震災、熊本地震などを機に、本町の公共施設の耐震化に取り組み、その総仕上げが役場庁舎、中保育園、中児童館の施設整備です。原点に戻り、真摯に取り組み、町民の安心感につなげたいと思っております。

新庁舎等整備に係る法令手続につきましては、これまでに相当の日数を要し事業進捗が遅延しましたこと、また地権者様におかれましては用地取得に係る契約手続が遅れていること、この場をお借りし深くお詫び申し上げます。

法令手続は、許可権者である岐阜県と最終調整に入っております。5月初頭には、地元木下井堰水利組合、周辺自治会へ事業説明会を開催しました。また、地権者様には仮契約を順次締結しております。これまでの遅れを少しでも挽回するべく、引き続き速やかに契約手続、そして基盤造成工事に移行できるよう取り組んでまいります。何とぞ本事業への御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本町が対策を進める南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業（通称、備えた事業）は、4年間の事業期間のうち2年目を迎えました。

現在は亜炭層や空洞の有無を確認する地盤脆弱性調査を各計画地において鋭意進めているところです。新庁舎等建設予定地（亜炭鉱跡事業の第1期計画地）においても同調査に着手いた

しました。

新庁舎等建設予定地以外で調査を先行している計画地においては、資料がまとまり次第順次有識者による第三者委員会に諮り、判定をいただく予定としております。第三者委員会の判定を設計に反映させ、早期の工事発注を進めてまいります。

5月28日に第1回リニア発生土置場に関するフォーラムを中公民館にて開催しました。

このフォーラムにつきましては、担当から議員の皆さんにも御説明しているとおおり、事業者であるJR東海との今後の協議を、町のみでなく、有識者のお力添えを得ながら住民の皆様も交えて公開の場で行っていききたいというものであります。

今回の第1回目のフォーラムでは、私が令和3年9月議会で「要対策土の受入れを前提としてJR側と協議に入る」と答弁した理由について重ねて質問がございましたが、その理由については、議会でも申し上げ、広報にも掲載し、行政懇談会、そしてフォーラムで説明いたしました。私はその理由により一定の理解をしたということであります。私は、方向性を求めるためには専門家の話を聞く必要性を強く持っていました。また、議員からも度々アドバイスをいただいておりますので、コロナ禍で会っていただける先生を見つけ出すのに大変時間を要しましたが、実現できました。フォーラムの配付資料に私がいたしました質問、専門家のお答えも記載しております。私が受入れを前提にした理由について納得できないということは、何度問われましても、私はその理由で一定の理解をしたと繰り返しお答えすることになります。

第1回目のフォーラム会場でも有識者から御提起がございましたが、このリニア発生土に関する論点は、住民の皆様が御心配や御不安とされている安全や自然環境等ではないでしょうか。私個人への意見や御質問にもお答えはしておりますが、フォーラムには有識者がいらっしゃいますので、専門的な質問や御解説をいただくことのできる貴重な機会であります。JR東海からは、今後のフォーラムの各回のテーマに合わせ、設計に基づいた詳細な説明をお願いしております。その説明に対し、私も理解できないことがあれば確認したいと考えております。また、有識者の見解等もお願いするものであります。

フォーラムでは安全性や保全について、JR東海からの説明をしっかりと聞きたいといった声なき声、小さき声を拾い上げることも大切だと考えております。私の思いは、JR東海がそれらについてどう対策をするのかしっかりと説明を聞いて、住民の皆様にも御意見をいただきながら協議したいという、ただそれだけであります。

第1回目の様子は町のホームページにアップしますし、第2回目に向けての事前の質問も受付いたします。フォーラムは令和5年1月までに今回を合わせて6回の開催を予定しております。

どうか皆様には、フォーラムの趣旨や論点を理解いただき、有意義なフォーラムにしたいと

考えておりますので、よろしく願いいたします。

本町の森林経営信託は、平成24年度から令和3年度までの第1期10年間の満了しました。後ほど令和3年度の町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告をいたしますが、10年間の実績として、約150ヘクタールの間伐を実施しました。これにより、約1,100トンCO<sub>2</sub>の吸収量が増加した計算になります。また、約8ヘクタールの皆伐と作業道1万5,590メートルの整備を実施しております。信託積立金においては、10年間で1,747万円余を積み立てております。

この4月からは、令和4年度から令和13年度までの第2期10年間の信託がスタートしております。信託の契約内容については、詳細内容は異なるものの、第1期と同様、町有林の維持、管理、経営などを一任する契約を可茂森林組合と締結しておりますので、10年間の契約期間が満了した後は、整備された森林が町に返還されることとなります。

第2期の信託契約では、町有林約781ヘクタールのうち163ヘクタールを信託しております。

本町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び環境モデル都市行動計画では、大きな5つの取組方針の一つとして、森林の再生を掲げており、これからもCO<sub>2</sub>吸収源の拡大に取り組み、微力ながら地球温暖化対策を進めてまいります。

新年度に入り、各小・中学校での最初の行事でもある4月下旬の授業参観をはじめ、ここ2年間はほとんど実施できなかった小学校の「まちたんけん」や「カワゲラウォッチング」、中学校の妻籠、馬籠宿での「ふるさと歴史学習」などの校外学習も順次計画して実施できております。

また、5月下旬については、日程や行き先を見直しながらも2つの中学校で修学旅行が実施され、生徒たちの明るい笑顔がマスク越しではあるものの見ることができたようであります。

今後も学校内での感染症対策を徹底し、各種行事が実施できるよう、学校と教育委員会が協力し進めてまいります。

伏見小学校の大規模改造工事につきましては、児童の保護者や地域の方々をはじめ、議員の皆様にも御心配をおかけしておりましたが、工事開始の条件が整ったとの判断から、今年度中に着工に必要な補正予算を計上し、令和6年度末の完成を目指して順次進めてまいります。

まずは、世界的な物価上昇の影響による各種資機材の設計単価などを見直すための修正設計業務に係る委託料を今回の補正予算案に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

今回提出いたします令和4年度一般会計補正予算の第1号の概要について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、国の内示がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や太陽光発電設備の設置に対する県補助金、営農者が導入する農業設備に対する県補助金などのほか、森林経営信託配当金などを追加しております。

次に、歳出であります。総務費では、新型コロナウイルス感染症対策のための各種経費のほか、太陽光発電設備等を設置する方に対する補助金や森林環境整備基金積立金を追加しております。

農林水産業費では、農業委員会業務におけるタブレット端末導入に係る経費や営農用機械整備事業補助金、中山間地域等担い手育成支援事業費補助金などの追加、教育費では、学校における感染症対策に係る経費や伏見小学校大規模改造に係る修正設計業務委託料の追加などを計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに1億3,929万5,000円の追加となっております。

議案その2として提出いたします令和4年度一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援する観点から、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施します。支給対象は18歳未満の児童を養育する父母で令和4年度住民税（均等割）非課税の方、または家計急変により収入が住民税非課税相当となった方としております。

補正予算額は、歳入歳出ともに597万8,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明いたしました。

今回提案いたしますのは、報告案件8件、承認案件3件、人事案件1件、補正予算2件、条例関係2件、その他の議決案件2件の都合18件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

---

#### 会議録署名議員の指名

#### 議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

#### 会期の決定

## 議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月26日の議会運営委員会において、本日より6月17日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月17日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

## 諸般の報告

### 議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情、(2)陳情書（女性スペースを守る会－LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会－）、(3)国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、(4)沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、(5)定例監査実施報告書、(6)随時監査実施報告書、(7)財政援助団体等監査実施報告書、(8)例月現金出納検査の結果について（令和4年2月分から4月分まで）、以上の8件、写しを配付し議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第2号 令和3年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和3年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 令和3年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

### 総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、報告第2号について御説明いたします。

諸般の報告つづり 1 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和 3 年度御嵩町一般会計予算の消防費を令和 4 年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、繰越額を報告するものです。

2 ページをお願いいたします。

この継続費繰越計算書は、令和 3 年度から令和 4 年度へ繰越しを行った南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の繰越計算書です。

表の中、支出済額及び支出見込額の欄には、令和 3 年度に実際に施行した支出済額 4 億 6,874 万 9,500 円を表示しております。

さらにその右側、残額の欄には、令和 3 年度継続費予算現額の合計から支出済額を差し引いた執行残額を表示しています。金額が 1,549 万 8,500 円です。

そしてその右側、翌年度遞次繰越額には 1,549 万 8,500 円が表示されています。

つまり、令和 3 年度の執行残額 1,549 万 8,500 円を全て令和 4 年度に繰り越したという報告になっております。

以上で令和 3 年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第 3 号について御説明いたしますので、報告つづり 3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和 3 年度御嵩町一般会計予算の一部の事業を令和 4 年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額を報告するものであります。

4 ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費 12 件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

表の中ほどの金額欄は、令和 3 年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横の翌年度繰越額欄が、限度額の範囲内で実際に令和 4 年度へ繰り越した金額を表しています。

それぞれの事業内容は、既に御説明申し上げておりますので省略させていただきますが、特に 5 行目の非課税世帯等臨時特別給付金事業は、明許額 1 億 9,688 万 1,000 円のうち 7,970 万 5,000 円を繰り越しました。

8 行目、9 行目の 2 件は新型コロナウイルスワクチンに係る事業です。ワクチン接種体制確

保事業では、明許額のうち 5,431 万 7,543 円、ワクチン接種対策事業では、明許額のうち 5,868 万 6,514 円を繰越しました。

11 行目の新庁舎等建設基盤整備工事業務は、3 億円の明許額のうち 2 億 6,500 万円を繰越しました。特定財源を除いた 1 億 1,972 万 8,000 円が令和 3 年度から令和 4 年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で令和 3 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第 4 号について御説明いたします。

つづり 5 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

令和 3 年度御嵩町一般会計予算の災害復旧費を令和 4 年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越額を報告するものです。

6 ページをお願いいたします。

事故繰越しをした事業は、長瀬洞地区で発生した特定鉱害復旧事業の動産移転費用です。

特定鉱害復旧事業長瀬洞地区復旧工事は、令和 3 年度内に完成の予定でしたが、先行して行っていた充填工事の削孔が大規模陥落場所との施工ということで難航を極め、それに時間を要したため復旧工事の年度内完成が見込めなくなりました。このため、動産の移転費用分を令和 4 年度へ事故繰越ししたものです。翌年度の繰越額は 167 万 1,560 円です。

以上で令和 3 年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、報告第 5 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

#### 上下水道課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、報告第 5 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

諸般の報告つづり 7 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものです。

次の 8 ページが令和 3 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しは、表のとおり 2 事業であ

ります。

1つ目の事業である施設改良事業は、グリーンテクノ配水池地震検出装置等更新工事で、世界的な半導体不足により、部品の調達に不測の日数を要したため、1,512万5,000円を繰り越しております。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金で記載のとおりとなっております。

次の送水配水管改良事業は、重要給水施設配水管整備工事で工事の必要資材が日本水道協会の検査基準により出荷停止となったため、4,600万円を繰り越しております。財源内訳につきましては、県補助金、損益勘定留保資金で記載のとおりとなっております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）可児御嵩バイパス交差点改良御嵩地区舗装工事）、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について 町施）可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事）、報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

#### 建設課長（石原昭治君）

それでは、諸般の報告つづりの9ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以下に専決処分がございしますが、令和4年御嵩町議会第1回定例会で議決されました工事請負契約の変更について、令和4年3月22日付、専決第2号として専決処分をいたしました。

契約の目的は、町施）可児御嵩バイパス交差点改良御嵩地区舗装工事であります。契約の金額は、「5,910万8,500円」を「6,010万4,000円」に変更しました。変更理由は、仮設工数量の変更による増額として、防草シート張り替えを追加施工しました。契約の相手方は、ヘイセイテック株式会社です。

10ページをお願いいたします。

こちらは工事請負変更契約書の写しとなります。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告について御説明します。

同様に、令和4年御嵩町議会第1回定例会で議決された工事請負契約の変更について、令和4年3月22日付、専決第3号として専決処分をいたしましたので、ここに報告をするもので

す。

契約の目的は、町施) 可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事であります。

契約の金額は、「6,313万100円」を「6,175万8,400円」に変更しました。

変更の理由は、道路附属施設工数量の変更による減額で、道路照明灯設置を新庁舎事業に伴う交差点供用開始時期に変更したため不施工としました。

契約の相手方は、株式会社ニューハーベストです。

12ページをお願いします。

こちらは工事請負変更契約書の写しとなります。

次に、13ページをお願いします。

こちらは施工場所の位置図として先ほど説明しました2つの工事の施工箇所を示しています。中央の可児御嵩バイパスの右側の丸で囲んだ箇所が報告第6号の御嵩地区、左側の丸で囲んだ箇所が報告第7号の古屋敷地区で、それぞれ変更前、変更後の工事概要を示してありますので、後ほどお目通しくください。

以上で報告第6号、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

続いて、報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを説明します。

諸般の報告つづりの15ページをお願いします。

報告第8号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

18、19ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入ですが、款2の事業外収益では、19ページ決算額欄のとおり1,503円の収入がありました。これは普通預金、定期預金の利息です。

次に、(2)支出ですが、款2販売費及び一般管理費で1万5,000円の支出がありました。内訳として、19ページの節1報酬として、監査委員に対する報酬9,000円と、2段下で同じく節1旅費として理事会に出席された理事に対する費用弁償6,000円です。

次に、20、21ページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出ですが、令和3年度におきましては、収入及び支出ともございませんでした。

次に22ページ、損益計算書をお願いします。

Ⅲ. 販売費及び一般管理費は、報酬及び旅費の合計1万5,000円で、Ⅳの事業外収益の受取利息1,503円との差額1万3,497円が最下段の当期純損失となりました。

次の23ページは、年度末の貸借対照表です。

表の左下、資産合計といたしまして、1,930万4,655円の資産を保有しております。

次の24ページは令和3年度末時点の財産目録、次の25ページはキャッシュ・フロー計算書です。

次に27ページ、令和3年度事業報告書をお願いします。

1. 概況、(1)総括事項として、令和3年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありません。また、令和3年度末現在で保有する土地もありません。

次に、飛びまして、30ページをお願いします。

監査意見書の写しになります。

去る令和4年4月22日に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上が令和3年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、令和4年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明申し上げます。

それでは34ページ、令和4年度御嵩町土地開発公社事業計画をお願いします。

令和4年度におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次に36ページ、令和4年度御嵩町土地開発公社予算をお願いします。

収入の第1款事業収益は、公有地取得の予定がないため収入を見込まず、第2款事業外収益には、第1項受取利息2,000円と第2項有価証券利息1万2,000円、合計1万4,000円を計上しています。有価証券は公社の持つ預金1,000万円で国債を購入する予定です。

支出においては、第1款事業原価の支出は見込まず、第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費合わせて1万5,000円、第4款の予備費の1万円を合わせ、支出合計2万5,000円を予定しています。なお、この収入と支出の差額1万1,000円の不足額は前期繰越準備金で補填するものとしております。

次の第3条、資本的収入及び支出では、公有地の取得及び売却の予定はないことから、収入支出とも予定はございません。

次の37ページ、38ページには、収益的収支及び資本的収支の予算明細書、39ページは資金計画、40ページは損益計算書になります。

41ページをお願いします。

令和4年度御嵩町土地開発公社予定貸借対照表です。

資産の部、2. 固定資産、(1)投資その他の資産のうち投資有価証券1,000万円が先ほど説明した国債を購入するものです。

以上で報告第8号の説明を終わります。

**議長（高山由行君）**

報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 渡辺一直君。

#### 農林課長（渡辺一直君）

それでは、報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について御説明いたしますので、諸般の報告つづり 42 ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

次ページをお願いします。

森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、信託森林の場所は御嵩字北山地内で、増減はありません。

信託預入金は累計で1,747万1,375円となっています。

2. 負債の部では、借入金及び借入先はございません。

では、45ページをお願いいたします。

令和3年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を行う対象区域の面積は、森林簿上30.36ヘクタールで、施業可能区域は23.93ヘクタールです。実績も同様でしたので、達成率は100%となりました。

材積は対象区域内で1,575立方メートルを見込みましたが、実績は1,608立方メートル、達成率では102%となりました。これは当初計画時に見込んだ単位面積当たりの材積量に対して木の成長などにより見込んだ材積より多くなったものです。また、令和3年度では新庁舎の木材調達のため、皆伐を実施しております。実績は実施測量が未測量であるため、概算面積で8ヘクタール、材積は2,359立方メートルとなりました。

作業道は822メートルの計画に対し、実績は520メートルとなりました。

続きまして、46ページをお願いいたします。

令和3年度森林経営信託経営収支報告書になります。

摘要欄に間伐・皆伐それぞれの収支を記載してあります。

1の収入の部では、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板等による木材販売が主な収入となり、収入合計では9,210万8,730円。

2の支出の部では、現場の測量などを行う森林調査等をはじめ、伐採事業費を柱に、作業道開設、補助金申請に伴う手数料や市場に支払う手数料などの手数料が主な支出で、小計で8,199万182円となり、ここで令和3年度信託収益は1,011万8,548円となりましたので、この3%が信託手数料となり、支出の計では8,229万3,738円となりました。

したがって、3の信託積立金の令和3年度では981万4,992円を積み立てることとなり、積立金合計では1,747万1,375円となりました。

次に、47ページをお願いいたします。

令和4年度森林経営信託事業計画になります。

令和4年度より令和13年度までの10年間で第2期森林経営信託期間となります。

当年度は面積を22.73ヘクタール計画しており、909立方メートルの用材、またはパルプ材を間伐し、作業道では849メートルの施業を計画しています。

これに係る1の収入は、昨年度と同様に補助金、木材販売を主な収入に2,291万1,000円を予定し、2の支出においても利用間伐費、作業道開設、手数料を主な支出とし、2,291万1,000円を予定しています。

以上で報告第9号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

**議長（高山由行君）**

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時5分といたします。

午前9時50分 休憩

---

午前10時05分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

---

#### 議案の上程及び提案理由の説明

**議長（高山由行君）**

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第2号から承認第4号、議案第26号から議案第32号、発議第2号までの計11件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件11件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第2号、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

**総務防災課長（古川 孝君）**

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

それでは、ピンク色の表紙の補正予算書、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第12号）をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に1億7,828万円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億2,849万8,000円とする旨規定しています。

第2条では、地方債の補正について規定しております。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正です。

今回の変更は、事業費の確定や次年度に繰り越す財源の額が確定したことにより補正するもので、充当する地方債を減するものです。

新庁舎に係る防災拠点施設整備事業では限度額を10万円減の1億9,210万円に、庁舎整備事業では限度額を260万円減の1億240万円に、河川改修事業では限度額を70万円減の3,450万円に、いずれの起債につきましても起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

8ページをお願いいたします。

歳入の補正ですが、事業の確定・精査による増減については省略させていただき、主なものについてのみ説明させていただきます。

この8ページ冒頭の款02 地方譲与税から、ページをめくっていただきまして、11ページ冒頭、款12 交通安全対策特別交付金まで、こちらは額の確定に伴い補正したものとなります。

款19 の繰入金は、今回交付金等の額の確定により一般財源分が増となったことから、基金の繰入れを減しています。

財政調整基金では1,946万6,000円の減、庁舎整備基金では5,200万円の減をし、結果として双方ともに令和3年度は繰入れを行わない結果としています。

続いて、款21 諸収入では、素材売払い収入として2,000円、線下伐採補償料として59万7,000円を補正しております。これは町有林の間伐材の売払い収入分と関西電力による前沢地

区などの線下伐採に伴う補償料の増によるものです。

12 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 02 総務費、目 06 庁舎整備費は財源組替えに伴うものです。

目 16 の基金費は、庁舎整備基金積立金に 1 億 7,783 万 8,000 円を計上、森林環境整備基金に 44 万 2,000 円を計上しています。

款 08 土木費の 2 件につきましては、補正額はともにゼロ円となっております。これは地方債や繰入金の減による財源組替えによるものとなります。

以上で承認第 2 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、承認第 3 号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

#### 企画課長（山田敏寛君）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづり 2 ページをお願いいたします。

御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

次の 3 ページに改正する条例を示しておりますが、資料つづりにて御説明いたしますので、資料つづり 1 ページを御覧ください。

改正趣旨は、地域再生法に基づき認められております固定資産税の減収補填措置の適用期限が令和 4 年 3 月 31 日までとなっておりますが、この根拠となる地域再生計画の期間延長につきまして、令和 6 年 3 月 31 日まで認められたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

概要でございます。

本条例は、地域再生法に規定する認定事業者が特定業務施設を新設または増設した場合に、課税免除及び不均一課税の適用を受けられるものですが、今回の改正は固定資産税の課税免除及び不均一課税について定めております第 2 条第 1 項の改正を行うもので、認定地域再生計画の期間延長に伴い、対象期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日です。

次の2ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で承認第3号の説明を終わります。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、承認第4号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

#### 税務課長（金子文仁君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

お手元の議案つづり4ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付専決第6号で専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

次の5ページから10ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示しておりますが、別冊の資料つづりで御説明申し上げますので、資料つづり3ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

改正趣旨でございます。

令和4年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についての概要を御説明申し上げます。

1つ目といたしまして、個人町民税の関係で、住宅ローン控除の延長についてでございます。

現在、所得税額から住宅ローン控除分が控除できなかった場合は、個人町民税から控除限度額の範囲内で控除しておりますが、今回、控除の期間適用期限を現在の令和15年度から令和20年度まで延長するとともに、適用対象となる居住年の期限を令和3年から令和7年まで延長する措置を講ずるものでございます。なお、この措置による町民税の減収分は全額国費で補填されます。

2つ目といたしまして、固定資産税の関係で土地に係る固定資産税の負担調整措置についてでございます。

新型コロナウイルス感染症等により落ち込んだ景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、通常は評価額の5%であるところを2.5%にいたしまして、商業地等で地価上昇額が大きい場合の課税標準額の上昇を抑制する措置を講ずるものでございます。

主な改正は以上となります。

そのほか、地方税法等の改正に伴う所要の改正をいたします。

施行日につきましては、一部の規定を除き、令和4年4月1日となっております。

改正の内容につきましては、以下資料つづり4ページから20ページにかけ新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しいたきますようお願いをいたします。

以上で承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

#### **議長（高山由行君）**

次に、人事関係に入ります。

議案第26号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### **副町長（寺本公行君）**

それでは、議案第26号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり11ページをお願いいたします。

平成30年6月17日から代表監査委員を務めていただいています安藤雅博さんの任期が令和4年6月16日をもって任期満了となります。安藤さんは、この4年間、当町の監査委員として誠実で公正な監査を行ってこられた実績がございます。

よって、再度監査委員に選任することが最適と考え、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和4年6月17日から令和8年6月16日までの4年間です。なお、資料つづり21ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議よろしくをお願いいたします。

#### **議長（高山由行君）**

補正予算、条例などに入ります。

議案第27号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、議案第32号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

#### **総務防災課長（古川 孝君）**

それでは、議案第27号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、ピンク色の令和4年度御嵩町一般会計補正予算書（第1号）の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億3,929万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を109億3,729万5,000円とする旨規定しています。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、目01総務費国庫補助金は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,400万7,000円の増額。

目06教育費国庫補助金は、学校等における新型コロナウイルス感染症対策経費に対する補助金97万5,000円の増額。

款16県支出金、目01総務費補助金の空き家総合整備事業費補助金10万円の減額は、家財道具処分費が県補助対象外となったことによる減額、太陽光発電設備等設置費補助金602万円は、補助制度を創設する自治体を支援する県補助金の増額。

目03衛生費県補助金209万2,000円は、環境教育推進事業に対する県補助内示による増額。

目04農林水産業費県補助金、農業委員会費補助金55万7,000円は、農業委員会のタブレット等の導入実施に伴う増額、中山間地域等担い手育成支援事業費補助金400万円は、事業実施に伴う増額、農地利用最適化交付金28万円は、情報収集等業務効率化事業の実施に伴う増額。

目07商工費県補助金、戦国観光推進事業費補助金23万8,000円は、戦国武将をテーマとした歴史観光イベント等に対する県補助内示に伴う増額。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整となります。

7ページをお願いいたします。

款19繰入金、目04ふるさとみたく応援基金繰入金79万9,000円の減額は、当初予定していましたが伏見保育園の修繕や環境基本計画推進事業について、東濃信用金庫や県補助金の内示に伴う減額です。

款21諸収入、目05雑入、節02民生費雑入30万円は、とうしん地域振興協力基金助成金の助成決定による増額、節04農林水産業費雑入981万5,000円は、森林経営信託配当金です。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

款02総務費、目09環境モデル都市推進費、節18負担金、補助及び交付金602万円は、太陽光発電設備蓄電池等の設置に対する補助制度新設に伴う増額。

目10地方創生事業費は、財源組替えとなります。

目16基金費は、森林経営信託配当金の増額。

目 17 新型コロナウイルス感染症対策費、節 10 需用費、消耗品 47 万円は、学校でのオンライン授業時のための配信用スタンド等事務消耗品を購入するものです。

節 12 委託料、OCRシステム導入業務委託料 33 万 7,000 円は、在宅勤務やリモートワークを推進するため、紙資料をスキャンしたデータでも文字検索できるよう複合機にOCR機能を導入するための委託料です。図書システム更新委託料 513 万 7,000 円は、中山道みたけ館の図書システム等の更新委託料となります。

節 13 使用料及び賃借料 6 万 6,000 円は、オンライン会議を実施するためのZoom有料版の利用料です。

節 14 工事請負費、南山公園遊具改修工事費 1,900 万円は、南山公園ローラー滑り台の改修工事費、学校設備等改修工事費 264 万円は、上之郷小学校体育館、向陽中北舎、向陽中体育館のトイレの洋式化、エレベーター改修工事費 5,885 万円は、役場北庁舎、中公民館、中山道みたけ館のエレベーター改修工事費となります。

節 17 備品購入費、庁用備品購入費 128 万 5,000 円は、中山道みたけ館に導入するセルフ貸出し端末の購入費、学校用備品購入費 740 万 7,000 円は、オンライン授業の配信などに必要なタブレット端末 90 台の購入費、分散勤務用端末購入費 429 万 8,000 円は、職員分散勤務用の端末 15 台の購入費です。

節 18 負担金、補助及び交付金 881 万 1,000 円は、今年 1 月から 3 月にかけて、県から飲食店に休業要請などがされた際の協力金町負担分となります。

款 03 民生費、目 04 子育て支援費、節 10 需用費、修繕料 14 万 6,000 円は、ぼっぼかんの換気機能向上のための天窓網戸設置修繕料となります。

9 ページをお願いいたします。

款 04 衛生費、目 06 環境政策費、節 10 需用費、印刷製本費 42 万 8,000 円は、環境教室の県補助採択に伴う講座募集チラシの印刷費となります。

節 12 委託料 119 万 9,000 円は、県補助採択に伴う事業料の追加です。

款 06 農林水産業費、目 01 農業委員会費は、農業委員会業務におけるタブレット端末導入による業務効率化のためのタブレット端末購入など情報収集等業務効率化支援事業の実施に伴う経費の増額です。

目 03 農業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金 432 万 3,000 円は、地域担い手に対する米の乾燥機やコンプレッサー等の購入に対する補助金となります。

款 07 商工費、目 03 観光費、節 12 委託料は、戦国武将語り部育成の追加事業として育成した語り部の実践の場をつくるためのモニターツアーに係る費用 16 万円となります。

10 ページをお願いいたします。

款 10 教育費、目 02 事務局費は、学校等における感染症対策等支援事業の実施に係る消耗品 117 万円と備品の購入費 78 万円です。

項 02 小学校費の目 01 学校管理費、節 12 委託料は、伏見小学校大規模改造工事実施設計後の材料等の価格変動に伴う修正設計委託となります。

目 02 教育振興費は、Q-Uテストをウェブ実施することに伴い、予算を委託料から使用料に組み替えるものです。

項 03 中学校費の目 02 教育振興費も同様に予算の組替えとなります。

11 ページをお願いいたします。

項 04 生涯学習費の目 08 図書館費は、更新する図書システムに係る令和 5 年 1 月から 3 月分の保守委託料 29 万 7,000 円です。

項 05 保健体育費の目 03 学校給食センター費は、給食センターのガス漏れ警報受信機故障に伴う緊急工事費 495 万円です。

以上で議案第 27 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第 32 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

ピンク色の令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 597 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 109 億 4,327 万 3,000 円とする旨規定しています。

5 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 15 国庫支出金、目 02 民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費補助金 5,978 万円の増額です。

6 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 03 民生費、目 08 子育て世帯生活支援特別給付費は、生活支援特別給付金事業の実施に伴う各種必要経費の計上となります。

節 03 職員手当等は、事務に伴う時間外 15 万円、節 10 需用費は、事務消耗品等 11 万 3,000 円、節 11 役務費は、各種通知等の郵送料 2 万 8,000 円、節 12 委託料は、給付金支給に伴う総合行政情報システムの改修に 68 万 7,000 円、節 18 負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への生活支援特別給付金 500 万円の増額です。

なお、7ページ、8ページには、給与明細書をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第32号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長（高山由行君）**

議案第28号 御嵩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

**議会事務局長（土谷浩輝君）**

それでは、議案第28号 御嵩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりは13ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづりの22ページをお開きください。

今回の改正趣旨は、固定資産台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る手続について、利便性の向上を図ることを目的に、審査手続書類への押印等を不要とする改正を行うものです。

改正の概要は、第4条第4項では、審査の申出における審査申出人の押印を省略するものです。

第7条第3項、第8条第8項、第9条第2項、第10条第2項では、口頭による意見陳述調書や口頭審理調書など、各種調書への委員及び書記の署名押印を省略するものです。

第8条第5項では、口頭審理口述書への提出者の署名捺印を省略するものです。

施行日は、公布の日からといたします。

23ページ、24ページには、条例の改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長（高山由行君）**

議案第29号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

議案第29号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは14ページですが、資料にて説明いたしますので、資料つづり25ページをお願

いします。

改正趣旨は、人事院規則の一部改正等についての国の各種改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について、国家公務員との均衡を図るため、条例の一部を改正するものです。

概要は、妊娠または出産等を申し出た非常勤職員に対し、個別に周知及び意向確認を行う規定並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行う規定を追加し、育児休業及び介護休業の取得要件を緩和するものです。

第2条及び第18条で、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を削る。

第22条で、妊娠または出産等について申し出た職員に対し、育児休業に関する制度等を周知するとともに、面談等の措置を講ずることを規定する。

第23条で、育児休業の承認の請求が円滑に行われるために、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずることを規定するものであります。

施行日は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

次の26ページ、27ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で議案第29号の説明を終わります。

#### **議長（高山由行君）**

議案第30号 普通財産の無償譲渡について、朗読を省略し、説明を求めます。

環境モデル都市推進室長 中村治彦君。

#### **環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）**

それでは、議案つづり15ページをお願いいたします。

議案第30号 普通財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の財産を無償譲渡するものでございます。

無償譲渡を予定している財産の所在地は、御嵩町中536番地11、名称は、電気自動車用急速充電器及び附属設備でございます。

無償譲渡の相手方は、東京都港区三田3丁目11-36、三田日東ダイビル4階、株式会社 e-Mobility Power でございます。

恐れ入ります、あわせまして資料の28ページを御覧ください。

位置図に示してありますとおり、譲渡する財産は名鉄御嵩駅前駐車場敷地内にあります電気自動車用急速充電器1基及び附属設備でございます急速充電器本体を支えるコンクリート基礎、電気の引込柱、開閉器、これはブレーカーでございます。及び配線と配管となります。

当該急速充電設備は平成26年11月に設置し、加盟店契約を締結し、これまで8年間運用を

行ってまいりましたが、本年 11 月で加盟店契約が満了することとなります。急速充電設備の耐用年数は 8 年、設備更新の目安は 10 年と言われており、本町がこのまま保有し続けると、設備更新の際に多額の費用が必要になると想定されます。

なお、無償譲渡を申し出た相手方を御紹介いたしますと、日本の自動車メーカー 4 社及び電力会社等から出資を受けて設立され、充電インフラの整備拡充や充電サービスの提供を行っており、現在の加盟店契約を締結している民間企業でございます。

以上、議案第 30 号 普通財産の無償譲渡について、御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第 31 号 不動産の信託の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 渡辺一直君。

#### 農林課長（渡辺一直君）

それでは、議案第 31 号 不動産の信託の変更について御説明いたします。

議案つづり 16 ページをお願いいたします。

令和 3 年御嵩町議会第 4 回定例会（議案第 56 号）で議決された不動産を信託することについて、次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

信託する不動産の概要は、変更前、御嵩町中字北山西 2751 番 17、山林 278 平方メートルを変更後は削除し、変更前の面積計 162 万 7,346 平方メートルを変更後の面積計 162 万 7,068 平方メートルとするものです。

資料つづり 29 ページ、30 ページをお願いいたします。

森林経営信託変更仮契約書の写しを添付しております。

森林経営信託に関する契約の一部を変更することについて、仮契約を令和 4 年 5 月 16 日に締結しております。

次ページの 31 ページでは、信託の施業計画図に不動産が変更となった場所を示した図面を添付しております。

図面左上の丸破線で囲んだ箇所、町道中 265 号線沿い、中字北山西 2751 番 17、山林 278 平方メートルです。

以上、議案第 31 号 不動産の信託の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、発議第 2 号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

## 12番（谷口鈴男君）

発議第2号について説明をさせていただきます。

発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。提出者は私、谷口鈴男、賛成者は、岡本隆子議員、安藤雅子議員、大沢まり子議員であります。

内容につきましては、資料つづりの32ページで説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の改正の趣旨は、令和3年2月9日の「標準」町村議会会議規則の改正に伴う改正になります。

改正の概要であります。まず1つ目に、議員活動のしやすい環境整備の一環として、第2条第1項及び第2項で、議会への欠席事由を整備し、出産については産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、第89条では、議会への請願手続の際に請願者の利便性の向上を図るため、請願者に求めている押印の義務づけを見直すものであります。

その他、所要の改正といたしましては、第63条の準用規定についてです。

現行では、第55条で規定されている、「質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることはできない」というものを質問についても準用していますが、実際の運用は再質問の回数は制限を設けないことから、準用規定を削除するものであります。

施行日は、公布の日といたします。

以上で発議第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は約5分後ぐらいにしたいと思います。

午前10時48分 休憩

---

午前10時50分 再開

## 議長（高山由行君）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど、総務防災課長の発言から訂正があるということで発言を求められておりますので、発言を許します。

総務防災課長 古川孝君。

## 総務防災課長（古川 孝君）

先ほど私の説明ですが、一般会計予算書第1号、7ページのところですけれども、ふるさと

みたけ応援金繰入金の金額につきまして、79万9,000円と御説明いたしましたが、記載のとおり76万9,000円が正しい数字となっておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

### 議案の審議及び採決

#### 議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第26号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

---

### 散会の宣告

#### 議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月14日午前9時より開会しますので、よろしくお願いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時52分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

